

洲本市営特定公共賃貸住宅への期限付き入居について

1. 入居要件

洲本市営特定公共賃貸住宅において、3か月以上空家となっている住宅については、下記の要件に一つでも該当する方々（配慮入居者）に限り、本来の入居基準を満たしていても期限付き（最長5年）で入居することができます。

【配慮入居者の要件】

- (1) 公的賃貸住宅等の整備に関する事業等の実施に伴い、住宅の明渡しの請求を受けた方
- (2) 災害等により住宅に被害を受け一時移転先を必要とする方
- (3) 入居者及びその配偶者の婚姻の届出の日から2年を経過していない方
- (4) 同居者に義務教育期間または未就学の子供を有する方
- (5) 夫婦共働きである方
- (6) 入居者又はその配偶者の年齢が60歳以上である方
- (7) 法人がその従業員を入居させるために締結した契約により入居する方
- (8) 自宅の建て替え期間中の仮住居として使用する方
- (9) 一時的な赴任や研修等、勤務の都合により短期間入居する方
- (10) 入居者又は同居者に障害者（身体障害者障害程度等1級から7級に該当する者、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のいずれかの交付を受けた者、障害年金受給者など）がいる方

2. 入居期間

最長5年間の期限付きの入居となります。期限付きの入居は、契約の更新ができませんので、契約満了時に退去することとなります。

3. その他の入居条件等

家賃や敷金、連帯保証人など、その他の入居条件については、通常の特定期間賃貸住宅に入居する場合と変わりません。

但し、法人契約による入居の場合は、家賃の減額及び家賃助成が受けられません。